

淀川区区政会議（教育・子育て部会）

テーマ②

不登校(傾向)の児童・生徒への支援について

淀川区の状況

【淀川区の状況】

- ・ 淀川区においては、不登校または不登校傾向にある児童生徒の割合の推移(※)が、コロナ禍を経て市全体と同傾向・高水準のまま2～3ポイントずつ悪化しています。
- ・ 幼少から不登校になり、それが長期化するケースでは社会から孤立し、人的コミュニケーション力や様々な社会経験が乏しく、社会的経済的な貧困につながる恐れがあります。

(※) 平成28年度及び令和5年度実施「子どもの生活に関する実態調査」(令和5年度は速報値)

年間欠席数が30日未満～1年以上

【小学校】市：3.1%→5.4%、淀川区：3.1%→5.3%

【中学校】市：4.9%→8.0%、淀川区：5.4%→8.8%

【学校の状況】

- ・ 不登校または不登校傾向にある児童生徒のうち、「朝起きられない」「不登校の兄姉の影響」「保護者による朝の送り出し」等の課題はあるものの、支援者による促しや寄添いがあれば登校可能な状態の児童生徒もいます。
- ・ 学校としても可能な範囲で自宅訪問・登校促進の声掛けや登校時寄添い、登校直後の別室でのケア・学習準備などの支援を行っているケースがあるが、**登校支援を行う人材が学校には不足している**ため、継続的な登校が習慣づかない児童生徒がいます。

- 令和元年10月25日、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が発出され、様々な取組が進められています。
- 中でも、学校等の取組の充実として「**不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保**」が取り上げられており、「一定の要件を満たす場合に、これら（フリースクール等）の施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。」となっており、学校以外の「居場所」についても認められるようになってきています。

淀川区における実施までの検討状況

- 淀川区においては、令和3年度以前は系統的な不登校対策が行えておらず、令和4年度に区役所内に「不登校対策プロジェクト」を設置しました。
- そこでは、「不登校の定義の確認」「現状施策の確認」「区内・他区事例ヒアリング」等を踏まえて、令和5年度以降の取組について検討してきました。
- また、令和5年4月に「切れ目のない安心の子育て・教育環境づくりを担う担当の機能強化」を目的とした組織改編を行いました。
- この後、淀川区の取組状況や課題等をご説明しますので、委員のみなさまからのご意見を頂戴したいと考えています。

不登校の子どもたちへの支援策 ～学校には行けない子どもたちへの居場所づくり～

- 学校へのスクールカウンセラーの配置
- 民間企業との連携によるオンライン授業の配信
- NPO法人等との連携による（学校外の）居場所づくり など

【令和6年度新規事業】不登校児童生徒支援事業の概要

【事業目的】

本事業により、社会的経済的な様々な貧困連鎖の温床となりやすい不登校または不登校傾向の状態を改善し、新たな貧困層となることの予防を目的とする。

【事業内容】

- 対象校（初年度はモデル校として小・中各1校）に有償ボランティアをサポーターとして配置。
- 対象児童生徒に寄添い、家庭から学校への登校支援と、登校直後の時間帯の別室登校支援（教育活動に合流するまでの学習準備支援、教職員への引継ぎ、相談対応）を実施。
- 教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家との連携・指示のもと、通常の学校活動への復帰支援につなげることを通して、**継続的な登校を再開・習慣化し、不登校または不登校傾向にある児童生徒数の減少及び発生防止等**につなげる。